

1. 確認の内容

おおいゆめバス車内に募金箱を設置することについて

2. 確認の理由

第23回交通会議（書面開催）で、委員よりおおいゆめバスの利用について以下のような提案をいただいた。

いただいたご意見の内容

頼りにしている方は貴重な足である。75歳以上は健常者でも無料（申し訳ないと思う方もいるはず）このような人を対象に車内に善意箱を設置したら？

たとえ100円の寄附でも→運賃収入

※委員の言葉をそのまま記載しています。

3. 設置の法的規制について

- ・運賃収入とする場合：道路運送法上、寄附を運賃として収受はできない
- ・善意箱を設置する場合：法的規制は、現在存在せず

4. 設置することになった場合

- ・バス運行委託会社である富士急モビリティ（株）と設置場所や収受の方法について確認
- ・集まったお金を町に入金するのかどこかに募金するのか確認

など